

認定歯科衛生士の更新についてのお知らせ

NP0日本歯周病学会認定歯科衛生士制度では、生涯にわたって研修を継続することが義務づけられ、認定歯科衛生士の資格は5年毎に更新するように定められております。

更新には、日本歯周病学会認定歯科衛生士制度に関する施行細則第5条及び附表2に示す研修単位の加算より、認定歯科衛生士期間の5年間の生涯研修単位50単位以上（うち研修会出席単位30単位以上）を取得する事が必要です。

お手元の研修記録簿を整備の上、下記期間中に手続きを終了して下さい。

※平成27年4月1日より正会員・準会員制度が発足しましたが、認定歯科衛生士につきましては、正会員・準会員、いずれでも取得することができます

1. 更新申請受付期間

2021年6月21日(月)～7月9日(金)：当日消効印有効

日本歯周病学会ホームページに掲載されている「NP0日本歯周病学会認定歯科衛生士制度」参照。

2021年7月頃：更新申請書類審査会

2021年10月14日(木)：合格者を理事会で承認

2021年10月15日(金)、16日(土)：第64回秋季学術大会時合格発表

2. 更新手数料：11,000円（消費税込）

3. 振込先

①郵便振替の場合

郵便振替口座名：日本歯周病学会認定歯科衛生士係

口座番号：00190-8-721946

②他の金融機関からのお振込の場合（依頼人欄は必ず申請者の氏名を記載してください）

ゆうちょ銀行(9900)、店番：019、店名：〇一九店、預金種目：当座

口座番号：0721946、受取人名：日本歯周病学会認定歯科衛生士係

4. 提出書類

①上記振込み済の受領証のコピー ②更新申請書 ③生涯研修記録簿

②③はホームページ (<http://www.perio.jp/>) よりダウンロード可能

5. 書類送付先

〒170-0003東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル4階

（一財）口腔保健協会内 NP0日本歯周病学会認定歯科衛生士係

6. 参考資料

（規則）

第13条 認定歯科衛生士の資格を得たものは、5年毎に更新を受けなければその資格を失う。但し、施行細則で定める場合は、この限りではない。

2. 認定歯科衛生士の更新を申請する者は、施行細則に定める生涯研修単位基準を満たさなければならない。

第14条 認定歯科衛生士は次の各号の1に該当するときは、委員会及び理事会の審議を経て、その資格を喪失する。

(1) 本人が資格の喪失を申し出たとき

(2) 歯科衛生士の免許を喪失したとき

(3) 学会員の資格を喪失したとき

(4) 委員会で認定歯科衛生士として不適当と認めたとき

（施行細則）

第5条 規則第13条2項に定める生涯研修単位基準とは、附表2に定める生涯研修単位の合計単位による。

所定の生涯研修単位は5年間で50単位以上とする。但しそのうち研修会出席単位30単位を必要とする。